

○ 清涼飲料水

1 ミネラルウォーター類

(3) 殺菌又は除菌を行っているもの

ア 成分規格

項 目		規 格
一般規格	混濁* ¹	混濁したものであってはならない
	沈殿物* ² 又は固形の異物* ³	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない
	スズ(金属容器入りのものに限る)	150.0 ppm以下
	大腸菌群	陰性
個別規格	アンチモン	基準値なし(平成31年1月12日まで適用) 0.005 mg/l以下(平成31年1月13日から適用)
	カドミウム	0.003 mg/l以下
	水銀	0.0005 mg/l以下
	セレン	0.01 mg/l以下
	銅	1 mg/l以下
	鉛	0.05 mg/l以下
	バリウム	1 mg/l以下
	ヒ素	0.05 mg/l以下(平成31年1月12日まで適用) 0.01 mg/l以下(平成31年1月13日から適用)
	マンガン	2 mg/l以下(平成31年1月12日まで適用) 0.4 mg/l以下(平成31年1月13日から適用)
	六価クロム	0.05 mg/l以下
	亜塩素酸	0.6 mg/l以下
	塩素酸	0.6 mg/l以下
	クロロホルム	0.06 mg/l以下
	残留塩素	3 mg/l以下
	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg/l以下
	四塩化炭素	0.002 mg/l以下
	1,4-ジオキサン	0.04 mg/l以下
	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下
	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	シス体とトランス体の和として0.04 mg/l以下
	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下
	臭素酸	0.01 mg/l以下
亜硝酸性窒素	基準値なし(平成31年1月12日まで適用) 0.04 mg/l以下(平成31年1月13日から適用)	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下	

次ページにつづく

項 目		規 格
個別規格	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
	トリクロロエチレン	0.004 mg/l以下
	トルエン	0.4 mg/l以下
	フッ素	2 mg/l以下
	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下
	ブロモホルム	0.09 mg/l以下
	ベンゼン	0.01 mg/l以下
	ホウ素	ホウ酸として30 mg/l以下 (平成31年1月12日まで適用)
		5 mg/l以下(平成31年1月13日から適用)
	ホルムアデヒド	0.08 mg/l以下
	有機物等(全有機炭素)	3 mg/l以下
	味	異常でないこと
	臭気	異常でないこと
	色度	5度以下
濁度	2度以下	

- * 1 原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分、着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物(製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。)に起因する混濁を除く。
- * 2 原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分、着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物(製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。)に起因する沈殿物を除く。
- * 3 原材料として用いられる植物たる固形物でその容量百分率が30%以下であるものを除く。